

消費税インボイス制度の中止を求める意見書

2023年10月から消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施が予定されている。中小企業・小規模事業者、農業者などは、コロナ禍に続く物価高騰の中で、深刻な影響を受けている。こうした中、制度実施に向けてインボイス発行事業者の登録申請が行われており、不安と戸惑いが広がっている。

5月17日、公正取引委員会は、未登録者に対して「消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告した」ことが独禁法違反や下請法違反につながる恐れがあるとして、約10の発注事業者を口頭注意したと発表した。同様の値下げ通告は、今日まで全国で報告されており、10月に向かって増加が予測されている。

売上高1,000万円以下の小規模事業者、農業者（畜産・酪農家を含む）、フリーランス、障がい者福祉施設などは、そもそも消費税の価格への転嫁が難しい、弱い立場であることを考慮して免税事業者とされてきた。にもかかわらず容赦なく立場の強い発注業者からの値下げ通告に直面している。

登録事業者となって、新たな税負担と煩雑な納税事務を受け入れるか、あるいは値下げ要求や取引からの排除の不安に耐えるか、いずれにしても生業として行っている小規模な事業者に、これ以上の負担を強いることがあってはならない。

消費税インボイス制度の導入が、事業者の廃業を進め、地域経済の衰退に拍車をかけ、ひいては過疎化を深刻化させることを懸念する。

よって、消費税インボイス制度実施の中止を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月23日

兵庫県養父市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
内閣官房長官 様
財務大臣 様
総務大臣 様
経済産業大臣 様